

タイラン水溶散の使用については 必ず最寄りの家畜保健衛生所にご連絡ください！

タイラン水溶散を購入された養蜂家の皆さんへのお願い

1. 今年から販売された腐蛆病の予防薬（タイラン水溶散）について、蜂蜜の中に基準値よりも高い濃度で薬が残留していた事例が確認されました。
2. このため、本剤の使用の自粛をお願いし、現在、残留した事例について調査し、来春に向けて使用方法の改善などの対策を検討しているところです。今までの調査では、捨て蜜が不十分だったことなどが残留に関係していると考えられます。
3. 検討が終了し、改めてお知らせするまで、採蜜を目的とする蜂群への使用は引き続き自粛してください。
4. ただし、今夏から秋にかけて採蜜用蜂群に対してやむを得ず使用したい場合は以下の点をご了承いただき、慎重に使用してください。
 - 都道府県の家畜保健衛生所へ、名前、住所（転飼先、本拠地）、連絡先、使用目的（今秋の採蜜用蜂群に使用）、投与開始希望時期、採蜜する時期、群数、定飼でない場合は採蜜予定地域などを連絡してください。
 - 出荷用の蜂蜜を生産する前に、必ず十分な量の捨て蜜（最初の採蜜で得られた蜜を捨てること）をしてください。
 - 巣箱中にタイロシンの残存（白い粉）が見られる場合は捨て蜜時までに丁寧に取り除いてください。
 - 出荷前に、出荷を予定している蜂蜜をサンプリングして検査を受けていただき、検査結果が判明するまでの間は出荷の自粛をお願いいたします。

引き続き、ご協力をお願いいたします。